

## 県民から信頼される事務執行に向けた取組の実施について (内部統制制度の導入について)

### 1 取組の基本的な考え方

- ・ 限られた人員で複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し、県民サービスの更なる向上を図っていくためには、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することができるよう、事務の適正性を確保することが重要である。
- ・ このため、今般、事務の適正な管理および執行を確保する取組である内部統制制度を導入し、長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および分類し、対応策を講じることにより、不適切な事務処理の発生を未然に防止し、県民から信頼される県政の実現を目指すとともに、職員にとっても、安心して働きやすい職場環境の実現を目指す。

### 2 【仮称】県民から信頼される事務執行方針（素案）について

- ・ 地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号。以下「改正法」という。）が平成 29 年 6 月 9 日に公布され、都道府県知事および指定都市の市長は、令和 2 年 4 月 1 日までに内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することとされた。
- ・ 改正後の地方自治法第 150 条第 1 項の規定に基づき、内部統制の組織的な取組の方向性等を示すものとして方針を策定するもの。
- ・ 内部統制の対象とする事務は、改正法の規定により必ず取り組む必要のある「財務に関する事務」とする。

### 3 内部統制体制の整備について

内部統制体制の整備として、上記の方針に基づき、全庁的な体制を整備しつつ、業務レベルのリスク対応策を整備する必要がある。

#### (1) リスク一覧（案）について

- ・ 過去の不祥事例や監査委員からの指摘事項等を踏まえ、各部局が自らの業務に関するリスクの洗い出し等を行う際の参考とするものとして、作成したもの。

#### (2) 全庁的な体制の整備項目一覧（案）について

- ・ 本県の内部統制体制が内部統制の 6 つの基本的要素を踏まえた体制となるよう、国のガイドラインで示された全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方や評価項目を念頭に、改正法の施行までに整備または改善の検討が必要と想定している事項について、整理したもの。

### 4 今後のスケジュール

9 月	行財政・働き方改革特別委員会 （【仮称】県民から信頼される事務執行方針（素案）等） 庁内説明会
10 月以降	各部局における追加の対応策の検討
11 月以降	内部統制の試行 試行を踏まえた見直し等
3 月	【仮称】県民から信頼される事務執行方針の策定